

共同研究取扱要項

(目的)

第1条 この要項は、公益財団法人電磁材料研究所(以下「本法人」という。)において、公益目的事業の一環として本邦及び海外の公的研究機関等又は企業(以下「外部機関」という。)と行う共同研究を円滑に実施するために定めるものである。

(定義)

第2条 公的研究機関等とは、次に掲げるものをいう。

- 一 本邦の国立研究機関、独立行政法人、国立大学法人又はこれに準ずる機関
- 二 本邦の公立研究機関、公立大学法人又はこれに準ずる機関
- 三 本邦の私立大学法人
- 四 前各号に相当する海外の機関

2 共同研究は、本法人の研究員(以下「研究担当者」という。)が外部機関の研究者(以下「共同研究者」という。)と共通の課題について、共同又は分担して行う研究で、次に掲げるものをいう。

- 一 本法人において、共同研究者及び共同研究遂行のため必要とする経費(以下「研究経費」という。)を受け入れて行うもの
- 二 本法人において、研究経費を受け入れて行うもの
- 三 本法人が公的研究機関等と行う研究で、研究経費の受け入れがないもの
- 四 本法人が公的研究機関等と行う研究で、本法人が研究経費の一部を負担し、当該公的研究機関等に納付して行うもの
- 五 前各号のほか、理事長が、公益目的事業に著しく寄与すると判断したもの

(実施等)

第3条 研究担当者又は外部機関が共同研究の申し込みをする場合は、事業支援室長に対して行い、研究開発事業部長(組織規程第3条第2項の規定により、「専務理事」をもって充てる。)が常任理事会に諮り、常任理事会において承認された場合実施する。

2 研究開発事業部長は、常任理事会において共同研究の実施が承認されたときは、その内容を、研究担当者、外部機関及び会計規程第5条に定める会計責任者(以下「会計責任者」という。)に通知する。

(契約担当)

第4条 共同研究契約に関する業務は、事業支援室長が行う。

(実施の条件)

第5条 共同研究は、研究担当者の自主研究に支障を生じる恐れがない場合に限り、共同研究契約を締結して実施する。

2 第2条第2項第1号で定める共同研究において、共同研究者を本法人が受け入れる場合の条件は、次のとおりとする。

一 共同研究者は、外部機関において、現に研究業務に従事しており、共同研究のため在職のまま本法人に派遣される者とする。

二 外部機関の長は、共同研究契約を締結した後、共同研究者経費として、月額3万5千円(消費税相当額を含む。)に受入れ月数を乗じた額を、所定の期日までに本法人に納付しなければならない。

3 第2条第2項第1号又は第2号で定める共同研究において、本法人に納付された研究経費により取得した設備等は、本法人に帰属する。

(研究経費等)

第6条 本法人は、その施設及び設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設及び設備の維持・管理に必要な経費等を負担する。

2 第2条第2項第1号又は第2号で定める共同研究において、外部機関は、研究経費として、研究支援者の人件費、謝金、旅費、消耗品費、備品費、外注費、光熱水料等の経費(以下「直接経費」という。)及び間接経費として直接経費の10%の合算額を負担する。

3 外部機関の長は、研究経費を、所定の期日までに本法人に納付しなければならない。

4 前条第2項第2号及び第2項で定める共同研究者経費及び研究経費は、本法人が予算を通して経理する。

5 第2条第2項第4号で定める共同研究において、本法人が公的研究機関等に納付する研究経費は、当該公的研究機関等との協議によるものとする。

6 第2条第2項第5号で定める共同研究において、実施の条件は、当該外部機関との協議によるものとする。

(設備等の受入)

第7条 本法人は、共同研究の遂行上必要がある場合は、外部機関からその所有する設備等を受け入れることができる。

(研究実施場所)

第8条 研究担当者は、共同研究のため必要な場合には、外部機関の施設を利用して研究を行うことができる。この場合、出張として取り扱うものとする。

(研究の中止等)

第9条 外部機関から共同研究の中止又はその期間の延長の申し出があった場合は、研究開発事業部長が常任理事会に諮り、常任理事会において承認されたときは、書面により外部機関に通知する。

2 本法人が天災その他やむを得ない事由により共同研究を中止又はその期間を延長

する場合は、研究開発事業部長が常任理事会に諮り、常任理事会において承認されたときは、事業支援室長はその旨を会計責任者に通知する。

3 前項の場合、本法人は、外部機関にその事由を書面により通知し、その責を負わない。

4 第1項又は第2項の規定により共同研究を中止した場合において、第5条第2項第2号に定める共同研究者経費及び第6条第2項に定める研究経費で既に納付された額に不用が生じたときは、不用となった経費の額の範囲内で、その全部又は一部を返還することがある。

(進捗状況の把握)

第10条 本法人及び外部機関は、協同して、共同研究の進捗状況を把握しなければならない。

(研究成果の報告等)

第11条 研究担当者は、共同研究が完了したときは、研究期間中に得られた研究成果を取りまとめ、研究開発事業部長及び事業支援室長に報告する。

2 本法人及び外部機関は、共同研究期間中に得られた研究成果について、実施報告書を取り交わすものとする。

3 事業支援室長は、共同研究が完了したときは、その旨を会計責任者に通知する。

(研究成果の公表)

第12条 共同研究による研究成果は、本法人の公益法人としての社会的使命を踏まえ、本条の規程に従って、研究成果を開示し、発表し又は公開すること（以下本条において「研究成果の公表等」という。）ができる。

2 研究成果の公開等を希望する者（以下本条において「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行うこと意思表示締切日（申し込み締切日等）の60日前までに、研究成果の公表等の内容を書面にて相手方に通知しなければならない。通知の義務を負う期間は、本共同研究完了の日の翌日から起算して1年を経過したときに満了する。ただし、この期間は、理事長及び外部機関の長が協議の上、短縮又は3年を上限として延長することができる。

3 公表希望当事者より前項の通知を受けた相手方は、研究成果の公表等の内容に、本契約により秘密保持義務を負うべき対象が含まれていること、又は、出願により保護すべき特許権、実用新案権又は意匠権（以下「特許権等」という。）が含まれていることを理由として、当該通知の受理後15日以内に公表希望当事者に、研究成果の公表等の内容を修正すべき旨の協議を申し入れることができる。

(特許出願)

第13条 理事長及び外部機関の長は、共同研究の結果生じた特許権等について速やかに特許権等の帰属が決定できるように、共同研究の契約時に、共同研究内容の相

互の役割分担等を協議するものとする。

- 2 理事長は、共同研究に伴い特許権等が生じた場合は、特許発明委員会に諮るものとする。なお、外部機関の長から特許出願(外国特許を含む。)の要望があった場合は、理事長は外部機関の長と協議し決定する。
- 3 理事長又は外部機関の長は、研究担当者又は共同研究者が、共同研究の結果、それぞれ独自に発明を行い特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、あらかじめそれぞれ相手方の同意を得なければならない。
- 4 理事長又は外部機関の長は、研究担当者及び共同研究者が、共同研究の結果、共同して発明を行い特許出願を行おうとするときは、互いの持ち分等を定めた共同出願契約を締結の上、共同出願を行う。ただし、外部機関から特許を受ける権利を承継した場合は、本法人が単独で出願を行う。

(特許権等の実施)

- 第14条** 理事長は、共同研究の結果生じた特許権等につき、本法人が承継した特許等を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権等(以下「本法人が承継した特許権等」という。)を、外部機関又は当該外部機関の指定する者から優先的に実施したい旨の申し出があった場合は、出願したときから10年を超えない期間内において、3年間を限度として、優先的に特許権等を実施させることができる。
- 2 理事長は、共同研究の結果生じた特許権等につき、外部機関との共有に係る特許等を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権等(以下「共有に係る特許権等」という。)を、当該外部機関の指定する者から優先的に実施したい旨の申し出があった場合は、出願したときから10年を超えない期間内において、3年間を限度として、優先的に特許権等を実施させることができる。
 - 3 前2項に定める優先の実施期間は、更新することができない。ただし、特別の事由がある場合は、常任理事会の承認を得て更新することができる。
 - 4 理事長は、本法人が承継した特許権等又は共有に係る特許権等を外部機関が実施するときは、実施許諾契約で定める実施料を徴収する。

(第三者に対する実施の許諾)

- 第15条** 理事長は、外部機関又は当該外部機関の指定する者が、本法人が承継した特許権等又は共有に係る特許権等を、共同研究完了の日から起算して一定期間実施しない場合又は前条第1項及び第2項に定める優先の実施期間開始後一定期間実施しない場合は、外部機関又は当該外部機関の指定する者以外の者に対し、特許権等の実施を許諾することができる。

(秘密の保持)

- 第16条** 理事長及び外部機関の長は、共同研究契約の締結に当たり、相手方より提供若しくは開示又は知り得た情報について、あらかじめ協議して非公開とする旨定

めることができる。また、理事長は、当該外部機関の指定する者に対しても、本契約に準拠して秘密保持させることができる。

(雑則)

第17条 この要項に定めるもののほか、共同研究の取り扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成24年9月28日から施行する。

附 則 (改正 平成28年10月28日常任理事会)

- 1 この要項は、平成29年4月1日から施行する。